

事務連絡
令和4年10月4日

建設業団体の長 殿

国土交通省中部地方整備局建設産業課長

盛土規制法に関する情報提供について

日頃より、国土交通行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

先般、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号「盛土規制法」）が、令和4年5月27日に公布されました。

中部地方整備局では、中部管内における一般市民、事業者、各自治体の方々からの盛土に関する相談や、各自治体への助言・情報提供を一元的に実施するための『盛土総合窓口』を開設し、併せて「ポータルサイト」を中部地方整備局のホームページ内に設置したところです。

更に、盛土規制法に関連する情報について、建設企業向けの周知用チラシを作成しましたので、貴団体の傘下会員企業あてに情報提供をして頂く等、ご活用頂くと共に盛土に関してご不明な点やご相談等がございましたら、以下「盛土総合窓口」まで、お問い合わせください。

【盛土に関する問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部 計画管理課（盛土総合窓口）

TEL : 052-953-8571 FAX : 052-953-8605

MAIL : cbr-morido@gxb.mlit.go.jp